

○道路交通法令施行手続に関する訓令

(昭和50年10月20日警察本部訓令第17号)

〔沿革〕 昭和54年3月警察本部訓令第8号、55年10月第14号、56年12月第23号、57年9月第21号、12月第28号、58年11月第13号、61年12月第15号、63年3月第4号、平成2年8月第13号、12月第18号、5年3月第4号、6年6月第12号、8年8月第12号、13年3月第5号、14年5月第18号、19年5月第11号、6月第13号、21年3月第2号、22年3月第4号、24年3月第6号、25年12月第17号、29年2月第1号、令和元年11月第23号、2年11月第19号改正

警察本部
警察学校
警察署

道路交通法令施行手続に関する訓令を次のように定める。

道路交通法令施行手続に関する訓令

道路交通法令施行手続に関する訓令（昭和35年岩手県警察本部訓令第30号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条の2）
- 第2章 車両の交通方法（第8条—第14条）
- 第3章 交通事故の場合の措置等（第15条）
- 第4章 安全運転管理者等（第16条）
- 第5章 危険防止の措置（第17条—第18条）
- 第6章 自動車及び原動機付自転車の運転免許（第19条—第24条）
- 第7章 講習等（第25条）
- 第8章 雑則（第26条—第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号。以下「施行細則」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（交通規制の上申）

第2条 警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、法第4条第1項前段の規定により、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制を行う必要があると認めるときは、次の事項を調査の上、公安委員会に上申しなければならない。

- (1) 規制の種別及び対象
- (2) 道路名、道路幅員、歩車道の区別の有無及び路面状況
- (3) 区域、道路の区間又は場所
- (4) 規制の期間及び時間
- (5) 交通量、沿道の状況及び交通事故の発生状況
- (6) 道路標識等の種別、数量及び設置場所
- (7) 規制の必要性
- (8) 道路管理者、交通関係機関、団体及び地域住民の意見
- (9) その他必要と認める事項

2 交通規制を必要と認める区間又は区域が隣接する警察署又は高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の管轄区域等にわたるときは、隣接警察署長等と協議し、前項各号に掲げる事項のほか、協議した旨の書面を添付のうえ公安委員会に上申しなければならない。

(警察署長等が行う交通規制)

第3条 警察署長等は、法第5条第1項の規定による交通規制を行うときは、次に掲げるところによらなければならない。

(1) あらかじめ交通規制実施予定報告書(様式第1号)により警察本部長に報告すること。ただし、緊急を要する場合で書面による報告のいとまがないと認めるときは、電話等により報告すること。

(2) 警察署にあっては警察署長交通規制台帳(様式第1号の2)を、高速道路交通警察隊にあっては高速道路交通警察隊長交通規制台帳(様式第2号)を備え、交通規制の内容等を明らかにしておくこと。

(交通規制の期間延長)

第4条 警察署長等は、法第5条第1項の規定による交通規制を行った後、その期間が1月を超えて引き続き交通規制を必要とする事情があるときは、第2条第1項の規定により公安委員会に上申しなければならない。

(緊急交通規制後の措置)

第5条 警察署長等は、警察官が法第6条第4項の規定により緊急の必要によって、一時、交通規制を行った場合において、引き続き交通規制の必要とする事情があると認めるときは、第3条に規定する措置をとらなければならない。

(通行禁止道路通行の許可手続)

第6条 警察署長は、施行規則第5条第1項の規定による申請を受けたときは、当該申請書の記載事項と事実との相違の有無並びに申請期間の適否及び通行しなければならないやむを得ない相当の事情の有無について調査し、許可するときは、通行禁止道路通行許可台帳(様式第3号。以下本条において「台帳」という。)に登載し、許可証(施行規則別記様式第1の3。以下本条において同じ。)及び標章(施行細則様式第1号の4。以下本条において同じ。)を交付しなければならない。

2 警察署長は、通行許可申請の区間又は区域が他の警察署長の管轄区域にわたるものであるときは、関係警察署長と協議して許可しなければならない。

3 第1項の許可をするに当たり、法第8条第5項の規定により条件を付するときは、必要と認める限度を超えないよう注意しなければならない。

4 許可証又は標章の再交付の申請があったときは、再交付申請の理由を調査し、かつ、許可証又は標章に再交付と朱書して交付しなければならない。

5 許可証及び標章の記載事項の変更の申請があったときは、その旨警察署保管の当該申請書に記載のうえ、許可証及び標章の記載事項を訂正し、署長印を押印して交付しなければならない。

(除外標章の交付等)

第7条 警察署長は、施行細則第5条の2第1項の規定による申請を受けたときは、当該申請書の記載事項と事実との相違の有無及び除外対象の該当の有無を調査し、施行細則第5条第1項第4号ウに掲げる車両にあっては用務車等駐車禁止除外標章交付台帳(様式第3号の2)に、同号エに掲げる者にあっては身体障害者等駐車禁止除外標章交付台帳(様式第3号の3)に登載し、標章(施行細則様式第1号。以下本条において同じ。)を交付しなければならない。

2 前条第4項及び第5項の規定は、申請に基づき標章の再交付又は記載事項の変更手続を行う場合に準用する。この場合において、同条第5項中「署長印」とあるのは「公安委員会印」と読み替えるものとする。

(高齢運転者等標章の交付等)

第7条の2 警察署長は、施行規則第6条の3の4第1項の規定による申請を受けたときは、当該申請書の記載事項と事実との相違の有無及び法第45条の2第1項各号の該当の有無を調査し、高齢運転者等標章交付台帳(様式第3号の4)に登載し、高齢運転者等標章(施行規則別記様式第1の3の3。以下本条において同じ。)を交付しなければならない。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、申請に基づき高齢運転者等標章の再交付又は記載事項の変更手続を行う場合に準用する。この場合において、同条第5項中「署長印」とあるのは「公安委員会印」と読み替えるものとする。

第2章 車両の交通方法

(緊急自動車等の指定等)

第8条 警察署長は、施行細則第9条第1項の規定による緊急自動車又は施行細則第9条の2の規定による道路維持作業用自動車の指定申請を受けたときは、当該申請書の記載事項と事実との相違の有無及び次の各号に掲げる事項について調査し、意見を付して公安委員会に進達しなければならない。

(1) 緊急自動車

- ア 令第13条第1項第1号の3から第12号までの各号のいずれかに該当の有無
- イ 令第14条の規定によるサイレン及び赤色の警光灯の備付けの有無
- ウ 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条第2項に定める塗色の有無

(2) 道路維持作業用自動車

- ア 令第14条の2第2号に規定する使用目的との適合の有無
- イ 令第14条の3に規定する黄色の灯火の備付けの有無
- ウ 施行規則第6条の2に規定する塗色の有無

2 前項の申請に係る自動車が、令第13条第1項に規定する緊急自動車又は令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）に該当すると認められる場合は、申請書の1通に指定申請がなされた旨を証明し、交付するものとする。

3 施行細則第9条第2項及び第9条の2の規定による緊急自動車等の指定証を交付するときは、緊急自動車等指定簿（様式第4号。以下「指定簿」という。）に登載し、かつ、指定簿に交付年月日を記載して交付しなければならない。

4 施行細則第9条第4項及び第9条の2の規定による緊急自動車等の指定証記載事項変更届を受けたときは、事実を調査し、当該指定証に変更に係る事項を記載して交付するものとする。ただし、指定証に変更に係る事項を記載することにより不明瞭になるなど適切でないとき認められるときは、当該指定証に代えて新たな指定証を交付することができる。

5 施行細則第9条第5項及び第9条の2の規定による緊急自動車等の指定証の再交付申請を受けたときは、事実を調査し、かつ指定証に再交付と朱書した上、指定簿に再交付の年月日を記載して交付しなければならない。

6 施行細則第9条第6項及び第9条の2の規定による緊急自動車等の指定証の返納届を受けたときは、当該自動車を緊急自動車等として使用しなくなった場合の返納にあっては、サイレン（緊急自動車の場合）及び警光灯の除去を確認し、指定証を亡失し、再交付を受けたのち、亡失した指定証を発見し、又は回復に係る場合の返納にあっては、発見し、又は回復に係る指定証であることを確認し、返納届に当該指定証を添付して公安委員会に進達しなければならない。

(緊急自動車等の届出受理等)

第9条 警察署長は、施行細則第9条の3第1項の規定による緊急自動車又は施行細則第9条の4の規定による道路維持作業用自動車の届出を受けたときは、届出書の記載事項と事実との相違の有無及び次の各号に掲げる事項について調査し、意見を付して公安委員会に進達しなければならない。

(1) 緊急自動車

- ア 令第13条第1項第1号及び第1号の2に該当の有無
- イ 前条第1項第1号イ及びウの事実の有無

(2) 道路維持作業用自動車

- ア 令第14条の2第1号に規定する使用目的との適合の有無
- イ 前条第1項第2号イの事実の有無

2 前項の届出に係る自動車が、緊急自動車等に該当すると認められる場合は、届出書の1通に届出がなされた旨を証明し、交付するものとする。

3 施行細則第9条の3第2項及び第9条の4の規定による緊急自動車等の確認証を交付するときは、緊急自動車等届出受理簿（様式第5号。以下この条において「受理簿」という。）に登載し、交付年月日を記載して交付しなければならない。

4 前条第4項、第5項及び第6項の規定は、緊急自動車等の確認証の記載事項の変更、再交付及び返納の手続きを行う場合に準用する。この場合において、同条第4項、第5項及び第6項中「指定証」とあ

るのは「確認証」と、「指定簿」とあるのは「受理簿」と読み替えるものとする。

(駐車禁止解除の許可手続)

第10条 警察署長は、施行細則第10条第2項の規定による申請を受けたときは、当該申請書の記載事項と事実との相違の有無並びに申請期間の適否及び当該場所に駐車しなければならない特別の事情の有無について調査し、許可するときは、駐車禁止解除等許可台帳(様式第6号。以下本条において「台帳」という。)に登載し、許可証(施行細則様式第5号の2。以下本条において同じ。)を交付しなければならない。

2 前項の許可をするに当たり、施行細則第10条第4項の規定により条件を付するときは、必要と認める限度を超えないよう注意しなければならない。

3 第6条第4項及び第5項の規定は、申請に基づき許可証の再交付又は記載事項の変更手続を行う場合に準用する。

(右側停車等の許可手続)

第11条 施行細則第10条の2の規定による許可手続については、前条の規定を準用する。この場合において前条第1項中「駐車禁止解除等許可申請」とあるのは「右側停車・駐車許可申請」と、「駐車」とあるのは「停車又は駐車」と読み替えるものとする。

(違法駐車に対する措置)

第12条 警察署長は、法第51条第5項及び第6項の規定により当該車両を移動し、又は保管するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 保管する場所が道路上であるときは、法第44条及び第45条に規定する駐車禁止場所その他交通の安全と円滑に支障のある場所でないことを確認すること。

(2) 道路上に駐車しておくときは、駐車の方法が法第48条に反しない方法(駐車の方法が指定されているときはその方法)によること。

(3) 車両の保管に当たっては、善良な管理者としての注意を怠らないこと。

(乗車又は積載の制限外許可の手続等)

第13条 警察署長は、施行規則第8条第1項の規定による車両の制限外積載若しくは設備外積載又は荷台乗車の許可申請を受けたときは、次の各号に掲げる事項について調査しなければならない。

(1) 申請書の記載事項と事実との相違の有無

(2) 申請期間及び申請の理由の適否

(3) 制限外積載又は設備外積載した場合に、車両の運転経路の他の交通に著しく危険又は支障をきたすおそれの有無

2 前項の申請が、道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する特殊貨物を積載するものであるときは、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)の規定に基づく特殊車両通行許可証(認定書)の提示を求め確認しなければならない。

3 警察署長は、車両の運転経路が、他の警察署長の管轄区域にわたるものであるときは、当該警察署長と協議し、他の公安委員会の管轄区域にわたるものであるときは、警察本部長の指揮を受け、道路及び交通の安全を確認しなければならない。

4 許可に当たり、令第24条第1項第3号に掲げる条件を付するときは、必要と認める限度を超えないよう注意しなければならない。

5 第2項の特殊車両通行許可証(認定書)を提示したものにあっては、通行経路等の通行の条件と異なる条件を付してはならない。ただし、この場合において当該許可証(認定書)を発行した道路管理者と協議することを妨げない。

6 第6条第4項及び第5項の規定は、申請に基づき許可証の再交付又は記載事項の変更手続を行う場合に準用する。

(自動車の制限外牽引許可の手続等)

第14条 警察署長は、施行規則第8条の5第1項の規定による自動車の制限外牽引許可申請を受けたときは、次の各号に掲げる事項について調査しなければならない。

(1) 申請書の記載事項と牽引を必要とする事実との相違の有無

(2) 牽引する自動車の台数及び牽引の方法が、牽引の経路の他の交通に著しく危険又は支障をきたすおそれの有無

2 許可をしたときは、牽引の経路及び時間帯における交通の安全を確保するため必要な措置をとらなければならない。

3 第6条第4項及び第5項の規定は、申請に基づき許可証の再交付又は記載事項の変更手続を行う場合に準用する。

第3章 交通事故の場合の措置等

(交通事故の場合の措置)

第15条 警察官は、交通事故を起した運転者等から法第72条に規定する報告を受けたときは、同条第1項後段に規定する事項以外のことについて報告を求めてはならない。

第4章 安全運転管理者等

(安全運転管理者等に関する届出の受理等)

第16条 警察署長は、施行細則第15条第1項の規定による安全運転管理者又は同条第2項の規定による副安全運転管理者（以下この条において「安全運転管理者等」という。）の選任の届出を受けたときは、同条に掲げる添付書類の有無及び当該選任を受けようとする者が、安全運転管理者にあつては、施行規則第9条の9第1項の規定による要件について副安全運転管理者にあつては、施行規則第9条の9第2項の規定による要件について調査し、当該届出書及び添付書類1通を速やかに公安委員会に進達しなければならない。

2 警察署長は、施行細則第15条第1項及び同条第2項の規定による安全運転管理者等の解任の届出を受けたときは、警察署に保管してある選任届を削除したうえ、解任届を速やかに公安委員会に進達しなければならない。

3 警察署長は、施行細則第20条の規定による安全運転管理者等に関する届出事項の変更の届出を受けたときは、変更事項を証明する書類の有無を調査し、当該届出書1通を速やかに公安委員会に進達しなければならない。

第5章 危険防止の措置

(違法工作物等に対する措置)

第17条 警察署長は、法第81条第1項の規定による必要な措置を命ずるときは、違法工作物等措置命令書（様式第7号）により行わなければならない。

(転落積載物等に対する措置)

第17条の2 警察署長は、法第81条の2第1項の規定による必要な措置を命ずるときは、転落積載物等措置命令書（様式第7号の2）により行わなければならない。

(沿道の工作物に対する措置)

第18条 警察署長は、法第82条第1項の規定による必要な措置を命ずるときは、沿道工作物等措置命令書（様式第8号）により行わなければならない。

2 前項の命令は、道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な限度を超えてはならない。

第6章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

(免許の申請)

第19条 運転免許課長又は警察署長（以下「運転免許課長等」という。）は、法第89条第1項の規定による免許の申請を受けたときは、次に掲げる事項について調査しなければならない。

(1) 施行規則第17条に規定する申請書の様式及び添付書類等の具備並びにその内容の真正性の有無

(2) 法第88条に規定する免許の欠格事由への該当の有無

(免許証の交付)

第20条 運転免許課長等は、法第92条の規定による免許証及び法第94条第2項の規定による再交付の免許証を交付するときは、運転免許証受領書（様式第9号）を徴して交付しなければならない。

(記載事項の変更)

第21条 運転免許課長等は、法第94条に規定する免許証記載事項変更届を受けたときは、免許証に変更事

項及びその年月日を記載（法第93条の2の規定に基づく記録が行われる場合にあっては、同条の規定による記録）し、公安委員会印を押印して届出人に交付しなければならない。

2 警察署長は、前項の記載事項変更届の事務を処理したときは、速やかに公安委員会に進達しなければならない。

（免許証の再交付）

第22条 警察署長は、施行規則第21条の規定による免許証再交付申請を受けたときは、不正に再交付を受けようとする者でないかどうかを調査し、必要な事務処理を行い速やかに公安委員会に進達しなければならない。

2 運転免許課長は、施行規則第21条の規定による免許証再交付申請を受けたときは、必要事項を調査し、速やかに再交付免許証を交付しなければならない。前項の規定により進達のあった場合も、これに準じて行うものとする。

3 再交付免許証には、免許証備考欄に再交付年月日を記載（押印）して交付しなければならない。

（免許証の更新）

第23条 警察署長は、法第101条第1項及び法第101条の2第1項の規定による申請を受けたときは、直ちに適性検査及び必要な事務処理を行い、速やかに公安委員会に進達しなければならない。

2 運転免許課長は、法第101条第1項及び法第101条の2第1項の規定による申請を受けたときは、直ちに適性検査及び必要な事務処理を行い、速やかに免許証を交付しなければならない。前項の規定により進達のあった場合も、これに準じて行うものとする。

（更新申請の特例）

第23条の2 運転免許課長は、法第101条の2の2第1項の規定による申請を受けたときは、直ちに適性検査及び必要な事務処理を行い、速やかに申請者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。

2 運転免許課長は、法第101条の2の2第3項の規定による申請書等の送付を受けたときは、直ちに必要な事務処理を行い、速やかに免許証を交付しなければならない。

（申請による取消し）

第23条の3 警察署長は、法第104条の4第1項の規定による申請を受けたときは、直ちに必要な事務処理を行い、速やかに公安委員会に進達しなければならない。

2 運転免許課長は、法第104条の4第1項の規定による申請を受けたときは、直ちに必要な事務処理を行い、速やかに免許を取り消さなければならない。前項の規定により進達のあった場合も、これに準じて行うものとする。

（運転経歴証明書の交付）

第23条の4 警察署長は、法第104条の4第5項及び第105条第2項の規定による申請を受けたときは、直ちに必要な事務処理を行い、速やかに公安委員会に進達しなければならない。

2 運転免許課長は、法第104条の4第5項及び第105条第2項の規定による申請を受けたときは、直ちに必要な事務処理を行い、速やかに運転経歴証明書を交付しなければならない。前項の規定により進達のあった場合も、これに準じて行うものとする。

（運転経歴証明書の記載事項の変更）

第23条の5 運転免許課長等は、施行規則第30条の12第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項変更届を受けたときは、運転経歴証明書に変更事項及びその年月日を記載し、公安委員会印を押印して届出人に交付しなければならない。

2 署長は、前項の記載事項変更届の事務を処理したときは、速やかに公安委員会に進達しなければならない。

（運転経歴証明書の再交付）

第23条の6 署長は、施行規則第30条の13第1項の規定に基づく運転経歴証明書再交付申請を受けたときは、直ちに必要な事務処理を行い、速やかに公安委員会に進達しなければならない。

2 運転免許課長は、施行規則第30条の13第1項の規定に基づく運転経歴証明書再交付申請を受けたときは、直ちに必要な事務処理を行い、速やかに運転経歴証明書を再交付しなければならない。前項の規定

により進達があった場合も、これに準じて行うものとする。

(運転経歴証明書の返納等)

第23条の7 運転免許課長等は施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納を受けたときは、廃棄処分しなければならない。

(免許証の返納等)

第24条 運転免許課長等は、法第107条第1項又は法第107条の10第1項の規定により免許証の返納を受けたときは、当該免許証にせん孔のうえ、無効免許証台帳(様式第10号)に登載しなければならない。

2 前項の無効免許証台帳に登載済みの無効免許証は、6箇月間保存のうえ焼却処分しなければならない。

第7章 講習等

(停止処分者講習)

第25条 運転免許課長等は、施行細則第35条の2に規定する停止処分者講習済証の提示を受けた場合に、停止期間の短縮により停止期間が満了した者に対しては直ちに免許証を返還しなければならない。

第8章 雑則

(自動車教習所の指定)

第26条 警察署長は、施行規則第35条の規定による指定申請を受けたときは、次の事項を調査し、意見を付して公安委員会に進達しなければならない。

- (1) 施行規則第35条各号に規定する書類の添付の有無
- (2) 申請書及び添付書類の記載事項と事実との相違の有無
- (3) 令第35条各項に規定する要件及び基準との適合の有無

(変更の届出)

第27条 警察署長は、施行規則第36条の規定による変更の届出を受けたときは、届出事項と事実との相違の有無を調査し、公安委員会に進達しなければならない。

(指定解除事由の報告)

第28条 運転免許課長等は、指定教習所の指定解除を相当と認める事実を知得したときは、その理由を付して公安委員会に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和50年10月20日から施行する。

附 則 (昭和54年3月3日警察本部訓令第8号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (昭和55年10月1日警察本部訓令第14号)

この訓令は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則 (昭和56年12月22日警察本部訓令第23号)

この訓令は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則 (昭和57年9月27日警察本部訓令第21号)

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月21日警察本部訓令第28号)

この訓令は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則 (昭和58年11月21日警察本部訓令第13号)

この訓令は、制定の日から施行し、昭和58年10月20日から適用する。

附 則 (昭和61年12月24日警察本部訓令第15号)

この訓令は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月14日警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年8月21日警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成2年9月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月21日警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成5年3月22日警察本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の道路交通法令施行手続に関する訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成6年6月10日警察本部訓令第12号）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
- 2 改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附 則（平成8年8月26日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成13年3月5日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成13年3月5日から施行する。

附 則（平成14年5月31日警察本部訓令第18号）

- 1 この訓令は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の道路交通法令施行手続に関する訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成19年5月22日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年6月29日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月13日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成21年3月13日から施行する。

附 則（平成22年3月10日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月19日から施行する。

附 則（平成24年3月21日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成29年2月20日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和元年11月27日警察本部訓令第23号）

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和2年11月25日警察本部訓令第19号）

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

岩手県警察本部長 殿

所属長

交通規制実施予定報告書

		規制台帳番号	
規 制 種 別		規 制 対 象	
期 間		規 制 理 由	
場 所 (区間)			
備 考		標識設置は <input type="checkbox"/> 脱着式使用 <input type="checkbox"/> 令達予算で実施 <input type="checkbox"/> 本部発注必要	公安委員会へ <input type="checkbox"/> 上申する <input type="checkbox"/> 上申しない
略図（既存の図面を添付する場合は省略）			

備考 該当する□に✓印を付すこと。

様式第1号の2 (第3条関係)

警察署長交通規制台帳

決 番 号	決 定 年 月 日	交 通 規 制 の 種 別	交 通 規 制 の 対 象	期 間			理 由
				年 月 日	時 間	区 域、 区 間 又 は 場 所	
第 号							
第 号							
第 号							
第 号							

様式第3号 (第6条関係)

通行禁止道路通行許可台帳

署長	副署長 次長	課長	係長	番号	申請月日 交付月日	有効期限	許可の区間 (道路名)	申請者 住所・氏名	車両番号 運転者氏名	許可理由	備考	取扱者
					/ /	年月日 ～ 年月日						
					/ /	年月日 ～ 年月日						
					/ /	年月日 ～ 年月日						
					/ /	年月日 ～ 年月日						
					/ /	年月日 ～ 年月日						

様式第3号の2 (第7条関係)

用務車等駐車禁止除外標章交付台帳

署長	副署長 次長	課長	保長	標章番号	申請月日 交付月日	有効期限	会社等所在地 会社等名	車両番号	交付種別	備考	取扱者
					/ /	年 月 日 まで					
					/ /	年 月 日 まで					
					/ /	年 月 日 まで					
					/ /	年 月 日 まで					
					/ /	年 月 日 まで					

様式第3号の3 (第7条関係)

身体障害者等駐車禁止除外標準交付台帳

番 長	副番長 次 長	課 長	係 長	標 章 番 号	申請月日 交付月日	有効期限	身体障害者等 住所・氏名・年齢	障害区分 等級等	備 考	取扱者
					/ /	年 月 日 まで		身 肢 精 察 色		
					/ /	年 月 日 まで		身 肢 精 察 色		
					/ /	年 月 日 まで		身 肢 精 察 色		
					/ /	年 月 日 まで		身 肢 精 察 色		
					/ /	年 月 日 まで		身 肢 精 察 色		

様式第4号 (第8条関係)

緊急自動車等指定簿

警察署管理番号					
指定番号		—			
指定年月日		年 月 日			
使用者の住所・氏名					
指定自動車					
種 類					
登録(車両)番号					
車台番号					
事務手続履歴					
事務手続		年月日	警察署扱者	摘要(事業者名、送達書発件番号等)	課長等 確認印
新規 送達	申請	. .		事業者名	
	車検証受理	. .		事業者名	
	本部送達	. .		交 第 号	
	指定証受領	. .			
	指定証交付	. .		事業者名	
記載 事項 変更 ①	変更届	. .		事業者名	
	車検証受理	. .		事業者名	
	記載事項変更	. .		事業者名	
	本部送達	. .		交 第 号	
記載 事項 変更 ②	変更届	. .		事業者名	
	車検証受理	. .		事業者名	
	記載事項変更	. .		事業者名	
	本部送達	. .		交 第 号	
再交付	再交付申請	. .		事業者名	
	再交付	. .		事業者名	
	本部送達	. .		交 第 号	
返納	返納届	. .		事業者名	
	本部送達	. .		交 第 号	

備考 本指定簿は、指定証の写しとともにつづり、台帳として保管すること。

様式第5号 (第9条関係)

緊急自動車等届出受理簿

警察署管理番号					
受理番号	—				
受理年月日	年 月 日				
使用者の住所・氏名					
届出自動車					
種 類					
登録(車両)番号					
車台番号					
事務手続履歴					
	事務手続	年月日	警察署扱者	摘要(事業者名、送達書発件番号等)	課長等 確認印
新規 送達	届 出	. . .		事業者名	
	車 検 証 受 理	. . .		事業者名	
	本 部 進 達	. . .		交 第 号	
	確 認 証 受 領	. . .			
	確 認 証 交 付	. . .		事業者名	
記載 事項 変更 ①	変 更 届	. . .		事業者名	
	車 検 証 受 理	. . .		事業者名	
	記載事項変更	. . .		事業者名	
	本 部 進 達	. . .		交 第 号	
記載 事項 変更 ②	変 更 届	. . .		事業者名	
	車 検 証 受 理	. . .		事業者名	
	記載事項変更	. . .		事業者名	
	本 部 進 達	. . .		交 第 号	
再交付	再 交 付 申 請	. . .		事業者名	
	再 交 付	. . .		事業者名	
	本 部 進 達	. . .		交 第 号	
返納	返 納 届	. . .		事業者名	
	本 部 進 達	. . .		交 第 号	

備考 本受理簿は、確認証の写しとともにつづり、台帳として保管すること。

様式第7号（第17条関係）

<p>違法工作物等措置命令書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>住 所</p>	
<p>様</p>	
<p>警察署長 印</p>	
<p>次の理由により、あなたの行為に係る工作物、物件、工事作業は 年 月 日 時まで解除、移転、改修、中止することを命じます。なお、 この措置を講じなかつたときは処罰されることがあります。</p>	
<p>違法工作物の 設置等の場所</p>	
<p>違法工作物・ 物件・工事・ 作業名</p>	
<p>理 由</p>	

様式第7号の2 (第17条の2関係)

転落積載物等措置命令書

年 月 日

住 所

様

警察署長 印

次の理由により、あなたの関係する道路に転落し、又は飛散した車両等の積載物は 年 月 日 時までに除去することを命じます。

なお、この措置を講じなかつたときは処罰されることがあります。

転落積載物等の場所

転落積載物等の物件名

理 由

様式第8号（第18条関係）

沿道工作物等措置命令書

年 月 日

住 所

様

警察署長 印

次の理由により、沿道の土地に設置されているあなたの工作物物件は

年 月 日 時まで除去することを命じます。

なお、この措置を講じなかつたときは、処罰されることがあります。

工作物・物件の場所	
工作物・物件名	
理 由	

様式第9号（第20条関係）

運転免許証受領書		それぞれ該当欄□に✓印をしてください。 <input type="checkbox"/> 新免 <input type="checkbox"/> 併記 <input type="checkbox"/> 再交付 <input type="checkbox"/> 仮免 （免許種別は、該当欄に○印をつけてください。）															
氏名		免許種別	大	中	準中	普通	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
免許証番号		別	型	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二
年 月 日 上記運転免許証を受領しました。 岩手県公安委員会 様																	
住 所 氏 名 生年月日																	
交 付 手 数 料		証紙はり付け欄 左欄から順にはり付けして下さい。 （再交付の場合は必要ありません。）															

